

第 8 講 実用新案法

< 赤字は < 赤字は著者の注釈青字は平成 16 年 1 月 1 日以降施行の改正法。注目改正は青色の太字で示す。以下は「注釈法文」であり、原法文を確認すること >

第1章 総則

第 1 条(目的)

1. この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

1. この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう
2. この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。
3. この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡若しくは貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

第 2 条の 2(手続の補正)

1. 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という)をした者は、手続が特許庁に継続している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書について補正することができない。
2. 前項本文の規定により明細書又は図面を補正するときは、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
3. 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
 - 一. 手続が第 2 条の 5 第 2 甲で準用する特許法第 7 条第 1 項から第 3 項まで(未成年者、禁治産者の手続)又は第 9 条(代理権)の規定に違反しているとき。
 - 二. 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定められた方式に違反しているとき。
 - 三. 手続について第 32 条第 1 項に規定により納付すべき登録料を納付しないとき。
 - 四. 手続について第 54 条第 1 項又は第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
4. 手続の補正(登録料及び手数料の納付を除く)をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第 2 条の 3(手続の却下)

1. 特許庁長官は、前条第 3 項又は第 6 条の 2(補正命令)の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。

第 2 条の 4(法人でない社団等の)手続をする能力)

1. 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものは、その名において次に掲げる行為をすることができる。
 - 一. 第 12 条第 1 項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。
 - 二. 審判を請求すること。
 - 三. 審判の確定審決に対する再審を請求すること。
2. 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

第 2 条の 5(特許法の準用)

1. 特許法第 3 条及び第 5 条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。
2. 特許法第 7 条から第 9 条まで、第 11 条から第 16 条まで、及び第 18 条の 2 から第 24 条までの規定は、手続に準用する。
3. 特許法第 25 条の規定(外国人の権利の享有)は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。
4. 特許法第 26 条の規定(条約の効果)は、実用新案登録に準用する。

第 2 章 (実用新案登録及び実用新案登録出願)

第 3 条 (実用新案登録の要件)

1. 産業上利用することができる考案であって物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。
 - 一. 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた考案
 - 二. 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然実施された考案
 - 三. 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された考案又は電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった考案
2. 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基づいて極めて容易に考案できたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

第 3 条の 2 (同前)

1. 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であって当該実用新案登録出願後に第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という)の発行又は特許法第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行若しくは出願公開がされたももの願書に最初に添付された明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面(同法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面)に記載された考案又は発明(その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合を除く。)と同一であるときは、その考案については、前条第 1 項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人が同一の者であるときは、この限りでない。

第 4 条 (実用新案登録を受けることができない考案)

1. 公の秩序、善良な風俗又は公衆の衛生を害するおそれのある考案については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

第 5 条 (実用新案登録出願)

1. 実用新案登録出願を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 考案者の住所又は居所
2. 願書には、明細書、**実用新案登録請求の範囲**、図面及び要約書を添付しなければならない。
3. 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一. 考案の名称
 - 二. 図面の簡単な説明

三. 考案の詳細な説明

四. 実用新案登録請求の範囲

4. 前項第 3 号の考案の詳細な説明には、産業経済省令の定めるところにより、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。
5. 第 2 項の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。
6. 第 2 項の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一. 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二. 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。
 - 三. 請求項毎の記載が簡潔であること。
 - 四. その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
7. 第 2 項の要約書には、明細書又は図面に記載した考案の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第 6 条(同前)

1. 二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の単一性の要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。

第 6 条の 2(補正命令)

1. 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正すべきことを命ずることができる。
 - 一. その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係る考案でないとき。
 - 二. その実用新案登録出願に係る考案が第 4 条の規定(公序・良俗)により実用新案登録をすることができないものであるとき。
 - 三. その実用新案登録出願が第 5 条第 6 項第 4 号(政令要件)又は前条(併合要件)に規定する要件を満たしていないとき。
 - 四. その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

第 7 条 (先願)

1. 同一の考案について異なった日に二以上の実用新案登録出願があったときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。
2. 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があったときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。
3. 実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案登録出願及び特許出願が異なった日になされたものであるときは、実用新案登録出願人は、特許出願人より先に出願した場合にのみその考案について実用新案登録を受けることができる。
4. 実用新案登録出願又は特許出願が放棄され、又は却下されたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前 3 項の規定の適用については、始めからなかったものとみなす。
5. 特許出願について拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第 3 項の規定の適用については、始めからなかったものとみなす。ただし、その特許出願について

特許法 39 条第 2 項後段(協議不成立)の規定に該当することにより拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

6. 考案者又は発明者でない者であって実用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案登録出願又は特許出願は、第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、実用新案登録出願又は特許出願でないものとみなす。
7. 特許法第 39 条第 4 項の協議が成立せず、又は協議ができなかったときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。

第 8 条 (実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

1. 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録 出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であって先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面(先の出願が特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第 1 項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張できる。
 - 一. その実用新案登録出願が先の出願の日より 1 年以内にされたものでない場合
 - 二. 先の出願が第 11 条第 1 項で準用する第 44 条第 1 項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第 44 条第 1 項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第 46 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合
 - 三. 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取下げられ、又は却下されている場合
 - 四. 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合
 - 五. 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第 14 条第 2 項に規定する(**実用新案権**の設定)の登録がされている場合
2. 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権主張の基礎とされる先の出願の願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面(当該先の出願が特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第 1 項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張又は同法第 43 条第 1 項若しくは第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項(第 11 条第 1 項において準用する場合を含む)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先に出願についての優先権の主張の基礎とされた出願の際の書類(明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面に限る。)に記載された考案を除く)についての第 3 条、第 3 条の 2 本文、前条第 1 項から第 3 号まで、第 11 条第 1 項で準用する同法第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条、第 26 条において準用する同法第 69 条第 2 項第 2 号、同法第 79 条、同法第 81 条及び第 82 条第 1 項並びに同法第 39 条第 3 項及び第 4 項並びに第 72 条、意匠法第 26 条、第 31 条第 2 項及び第 31 条第 2 項並びに商標法第 29 条並びに第 33 条の 2 第 3 項及び第 33 条の 3 第 3 項(同法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。
3. 第 1 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面(当該先の出願が

特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第 1 項の外国語書面に記載された考案(当該先の出願が第 1 項若しくは同法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張又は第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項(第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定による優先権主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面に限る。)に記載された発明を除く。)については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先に出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開されたものとみなして、第 3 条の 2 本文又は同法第 29 条の 2 本文の規定を適用する。

4. 第 1 項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

第 5 条(先の出願の取下げ等)

1. 前条第 1 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から 1 年 3 月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決の確定している場合、当該先の出願について第 14 条第 2 項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合にはこの限りでない。
2. 前条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から 1 年 3 月経過した後は、その主張を取り下げることができない。
3. 前条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願から 1 年 3 月以内に取下げたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第 10 条(出願の変更)

1. 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日 30 日を経過した後又はその特許出願の日から 5 年 6 月を経過した後はこの限りでない。
2. 意匠登録出願人はその意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日 30 日を経過した後又はその意匠登録出願の日から 5 年 6 月を経過した後はこの限りでない。
3. 前二項の規定による出願の変更があったときは、その実用新案登録出願はその特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第 3 条の 2 に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第 29 条の 2 に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第 8 条第 4 項の規定の適用並びに次条第 1 項において準用する同法第 30 条第 3 項及び第 43 条第 1 項(次条第 1 項において準用する同法第 43 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む)の規定の適用については、この限りでない。
4. 第 1 項又は第 2 項の規定による出願の変更をする場合における次条第 1 項において準用する特許法第 43 条第 2 項(次条第 1 項で準用する同法第 43 条の 2 第 3 項で準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第 43 条第 2 項中「最先の日から 1 年 4 月以内」とあるのは、「最先の日から 1 年 4 月以内又は実用新案法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に」による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から 3 月のいずれか遅い日まで」とする
5. 第 1 項又は第 2 項の規定による出願の変更があったときは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。
6. 第 2 項ただし書に規定する 30 日の期間は、特許法第 4 条の規定による同法第 121 条第 1 項(**拒絶査定不服審判**)に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長された

ものとみなす。

7. 第 2 項ただし書に規定する 30 日の期間は、意匠法第 68 条第 1 項において準用する特許法 4 条の規定により意匠法第 46 条第 1 項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
8. 第 1 項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であって、新たな実用新案登録出願について第 8 条第 4 項(優先権を主張する書面)又は次条第 1 項において準用する特許法第 30 条第 4 項若しくは第 43 条第 1 項及び第 2 項(次条第 1 項において準用する同法第 43 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
9. 前項の規定は第 2 項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第 11 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 30 条(発明の新規性の喪失の例外)、第 38 条(共同出願)、第 43 条から第 44 条まで(パリ条約による優先権主張の手續等及び特許出願の分割)、の規定は、実用新案登録出願に準用する。
2. 特許法第 33 条並びに第 34 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利、に準用する。
3. 特許法第 35 条(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

第三章 実用新案技術評価

第 12 条 (実用新案技術評価の請求)

1. 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であって、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 2 項(同号に掲げる考案に限る。)、第 3 条の 2 並びに第 7 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 項に係るもの(以下「実用新案技術評価」という)を請求できる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。
2. 特許庁長官は、前項の規定による請求があったときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という)を作成させなければならない。
3. 第 1 項に規定する請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。
4. 特許法第 47 条第 2 項の規定(審査官の資格)は、実用新案技術評価書の作成に準用する。
5. 第 1 項の規定による請求は取り下げることができない。

第 13 条

1. 特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前に実用新案技術評価の請求があったときは当該実用新案掲載公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があったときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

第 3 章 実用新案権

第 1 節 実用新案権

第 14 条 (実用新案権の設定登録)

1. 実用新案権は設定の登録により発生する。

2. 実用新案登録出願があったときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。
3. 前項の登録があったときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。
 - 一. 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 実用新案登録出願の番号及び年月日
 - 三. 考案者の氏名及び住所又は居所
 - 四. 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容
 - 五. 願書に添付した要約書に記載した内容
 - 六. 登録番号及び設定の登録の年月日
 - 七. 前各号に掲げるものの他、必要な事項
4. 特許法第 64 条第 3 項の規定は、前項の規定(特許庁長官が作成した要約書)により同項第 5 号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第 14 条の 2 (明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

1. 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限りに、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を訂正することができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に継続している場合において第 41 条において準用する特許法第 156 条第 1 項の規定による通知(審理終結通知)があった後(同条第 2 項の規定による審理の再開のあった場合にあっては、その後更に同条第 1 項の規定による通知があった後)は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を訂正することができない。
2. 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効とされた後は、この限りでない。
3. 第 1 項の訂正があったときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がなされたものとみなす。
4. 第 1 項の訂正があったときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。
5. 特許法第 127 条(関係権利者の同意)及び第 132 条第 3 項(共同請求)の規定は、第 1 項の場合に準用する。

第 15 条 (存続期間)

1. 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から 6 年もって終了する。

第 16 条 (実用新案権の効力)

1. 実用新案権者は、業として登録実用新案を実施する権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有範囲については、この限りでない。

第 17 条 (他人の登録実用新案権等との関係)

1. 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願に係る他人の意匠権又は商標権と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

第 18 条 (専用実施権)

1. 実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。
2. 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業として登録実用新案を実施する権利を専有する。
3. 特許法第 77 条第 3 項から第 5 項まで(移転登録等)、第 97 条第 2 項(放棄)、並びに第 98 条第 1

項第 2 号及び第 2 項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

第 19 条(通常実施権)

1. 実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。
2. 通常実施権者は、この法律の規定により他は設定行為で定める範囲内において、業として登録実用新案を実施する権利を有する。
3. 特許法第 73 条第 1 項(共有)、第 97 条第 2 項(放棄)、並びに第 98 条第 1 項第 2 号及び第 2 項(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。

第 20 条(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

1. 次の各号に該当する者であって、特許法第 123 条第 1 項(特許無効審判)の審判の請求の登録前に、特許が同項各号に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は事業の準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その発明を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
 - 一. 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者
 - 二. 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者
 - 三. 前 2 号に掲げる場合において、特許法第 123 条第 1 項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第 99 条第 1 項の効果を有する通常実施権を有する者
2. 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第 21 条(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)

1. 登録実用新案が継続して 3 年以上日本国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願から 4 年を経過していないときは、この限りでない。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
3. 特許法第 84 条から第 91 条の 2 までの規定は、前項の裁定に準用する。

第 22 条(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

1. 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第 17 条に規定する場合に該当する(利用、抵触関係)ときは、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
2. 前項の協議を求められた第 17 条の他人は、その協議を求められた実用新案権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
3. 第 1 項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を求めすることができる。
4. 第 2 項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があったときは、第 17 条の他人は、第 7 項において準用する特許法第 84 条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内にかぎり、特許庁長官に裁定を

請求することができる。

5. 特許庁長官は、第 3 項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第 17 条の他人又は実用新案権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
6. 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第 4 項の場合において、第 3 項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
7. 特許法第 84 条、第 85 条第 1 項及び第 86 条から第 91 条の 2 まで(裁定の手續等)の規定は、第 3 項又は第 4 項の裁定に準用する。

第 23 条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

1. 登録実用新案の実施が公共の利益のための特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案を実施しようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
3. 特許法第 84 条、第 85 条第 1 項及び第 86 条から第 91 条の 2 まで(裁定の手續等)の規定は、第 3 項又は第 4 項の裁定に準用する。

第 24 条(通常実施権の移転等)

1. 通常実施権は、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項若しくは第 4 条項若しくは全条第 2 項、特許法第 92 条第 3 項又は意匠法第 33 条第 3 項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とする場合、実用新案権者(専用実施権についての通常実施権者にあつては、実用新案権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合の限り、移転することができる。
2. 実用新案権者は、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項若しくは第 4 条若しくは前条第 2 項、特許法第 92 条第 3 項又は意匠法第 33 条第 3 項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者(専用実施権についての通常実施権者にあつては、実用新案権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、質権を設定することができる。
3. 第 21 条第 2 項又は前条第 2 項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。
4. 第 22 条第 3 項、特許法第 92 条第 3 項又は意匠法第 33 条第 3 項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれに従って移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。
5. 第 22 条第 4 項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従って移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第 25 条(質権)

1. 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。
2. 特許法第 96 条(物上代位=事前差押え)の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。
3. 特許法第 98 条第 1 項第 3 号及び第 2 項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。
4. 特許法第 99 条第 3 項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

第 26 条(特許法の準用)

1. 特許法第 69 条第 1 項及び第 2 項(特許権の効力の及ばない範囲)、第 71 条から第 71 条の 2 まで(特許発明の技術的範囲)、第 73 条(共有)、第 76 条(相続人がいない場合の特許権の消滅)、第 81 条、第 82 条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第 97 条第 1 項(放棄=要承諾)並びに第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

第 2 節

第 27 条(差止請求権)

1. 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害のおそれのある者(以下「侵害者等」という)に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為の供した設備の徐却その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第 28 条(侵害とみなす行為)

1. 次に掲げる行為は、当該実用新案権者又は専用実施権者を侵害するものとみなす。
 - 一. 業して、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
 - 二. 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であってその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
 - 三. 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第 29 条(損害の推定)

1. 次に掲げる行為は、当該実用新案権者又は専用実施権
2. 当該実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその損害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した数量(以下この項では「譲渡数量」という)に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない範囲において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
3. 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
4. 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
5. 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権者又は専用実施権者を侵害した者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は、損

害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第 29 条の 2(実用新案技術評価書の提示)

1. 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者に対し、その権利を行使することができない。

第 29 条の 3(実用新案権者等の責任)

1. 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第 37 条第 1 項第 6 号に掲げる理由を除く{**後発事由による権利の喪失**})が確定したときは、その者は、その権利行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第 3 条 第 1 項第 3 号及び第 2 項(同号に掲げる考案に限る)、第 3 条の 2 並びに第 7 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 項の規定に基づきその権利を行使し、その他相当の注意をもってその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。
2. 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲**又は図面についてした第 14 条の 2 第 1 項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれることとなった考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

第 30 条(特許法の準用)

1. 特許法第 104 条の 2 から第 106 条まで(**具体的な態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置**)の規定は、実用新案権及び専用実施権の侵害に準用する。

第3節 登録料

第 31 条(登録料)

1. 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第 15 条に規定する存続期間の満了の日までの毎年について、1 件ごとに、次の表の上欄(年区分)掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第 1 年から第 3 年まで	毎年 7,600 円の一請求項につき 700 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年 15,000 円の一請求項につき 1,400 円を加えた額

2. 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。
3. 第 1 項の登録料は、**実用新案権が国又は第 32 条の 2 の規定若しくは他の規定による登録料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という)をうける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、国以外の共有者ごとに同項に規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。**
4. 前項の規定により算出した登録料の金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
5. 第 1 項の登録料の納付は、経済産業省の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第32条（登録料の納付期限）

1. 前条第1項の規定による第1年から第3年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に(第10条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更又は第11条第1項においてで準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割があった場合にあっては、その出願の変更又は分割と同時に)一時に納付しなければならない。
2. 前条第1項の規定による第4年以降の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。
3. 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、30日以内に限り、第1項に規定する期間を延長することができる。

第32条の2（登録料の減免又は猶予）

1. 特許庁長官は、第31条第1項の規定による第1年から第3年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第33条（登録料の追納）

1. 実用新案権者は、第32条第2項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内にその登録料を追納することができる。
2. 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第31条第1項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
3. 前項の割増登録料の納付は、経済産業省の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。
4. 実用新案権者が第1項の規定により登録料を追納することができる期間内に第31条第1項の規定による第4年目以降の各年分の登録料及び第2項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第32条第2項に規定する期間の経過の時にさかのぼって消滅したものとみなす。
5. 実用新案権者が第1項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により猶予された登録料及び第2項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、始めから存在しなかつたものとみなす。

第33条の2（登録料の追納による実用新案権の回復）

1. 前条第4項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権者又は同条第5項の規定により始めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第1項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第4項又は第5項に規定する登録料及び割増登録料を納付できなかったときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。
2. 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第32条第2項に規定する期間の経過の時にさかのぼって存在したものとみなす。

第33条の2（回復した実用新案権の効力の制限）

1. 前条第2項により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第33条第1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、

又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2. 前条第4項の規定により回復した実用新案権の効力は、第33条第1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一. 当該考案の実施
 - 二. 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申し出をした行為

第34条（既納の登録料の返還）

1. 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。
 - 一. 過誤納の登録料
 - 二. 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料
 - 三. 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分登録料
 - 四. 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以降の各年分登録料
2. 前項の規定による登録料の返還は、同項第1項の登録料の返還については納付した日から1年、同項第2項又は第3項の登録料についてはそれぞれの処分又は審決が確定した日から6月、同項第4号の登録料については実用新案権の設定の登録のあった日から1年を経過した後は、請求することができない。

第35条 削除

第36条（特許法の準用）

1. 特許法第110条（**利害関係人による特許料の納付**）の規定は、登録料について準用する。

第5章 審判

第37条（実用新案登録無効審判）

1. 実用新案登録が次の各号の**いずれか**に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて**実用新案登録無効審判**を請求することができる。この場合において、2以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
 - 一. その実用新案登録が第2条の2第2項に規定する要件（**記載範囲内補正の原則**）を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してなされたとき。
 - 二. その実用新案登録が第2条の5第3項において準用する特許法第25条（**外国人の権利の享有**）、第3条（**期間の計算**）（第3条の2、）第4条（**期間の延長**）、第7条第1項から第3項まで若しくは第7項（**未成年者**）又は第11条第1項（**代理権**）において準用する同法第38条の規定（**共同出願**）に違反してなされたとき。
 - 三. その実用新案登録が条約に違反してなされたとき。
 - 四. その実用新案登録が第5条第4項又は第6項（第4号を除く）に規定する（**実用新案登録出願の**）要件を満たしていない実用新案登録出願に対してなされていたとき。
 - 五. その実用新案登録が考案者でない者であってその考案について実用新案登録を受ける権利を継承していないものの実用新案登録出願に対してなされたとき。
 - 六. 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第2条の5第3項で準用する特許法第25条の規定により実用新案権を享受することができない者となったとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなったとき。
2. **実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第2号に該当すること（その実用新案登録が第11条第1項において準用する特許法第38条の規定**

(共同出願)に違反してなされたときに限る。)又は前項第 5 号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3. 実用新案登録無効審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。
4. 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があったときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 38 条 (審判請求の方式)

1. 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 審判事件の表示
 - 三. 請求の趣旨及び理由
2. 前項第 3 号に掲げる請求の理由は、実用新案登録を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

第 38 条の 2 (審判請求書の補正)

1. 前条第 1 項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、次項の規定による審判長の許可があったときは、この限りでない。
2. 審判長は、前条第 1 項第 3 号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであり、かつ、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由があると認める時は、被請求人が当該補正に同意した場合に限り、決定をもって、当該補正を許可することができる。
3. 前項の補正の許可は、その補正に係る手続補正書が次条第 1 項規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。
4. 第 2 項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 39 条 (答弁書の提出等)

1. 審判長は、審判の請求があったときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
2. 審判長は、前条第 2 項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別な事情があるときは、この限りでない。
3. 審判長は、第 1 項又は前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に継続している場合において第 14 条の 2 第 1 項の訂正(請求項の削除目的の訂正)があったときは、その副本を請求人に送達しなければならない。
4. 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を尋問することができる。

第 40 条 (訴訟との関係)

1. 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続きが完結するまでその手続きを中止することができる。
2. 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てであった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続きを中止することができる。
3. 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続きが完了したときも、同様とする。

4. 特許庁長官は、前項の通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあったときも、また同様とする。

第40条の2（同前）

1. 前条第2項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申し立てであった場合において、被告又は債権者が当該実用新案権について**実用新案登録無効**の請求がされていることを理由にその訴訟の中止の申し立てをしたときは、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続きを中止しなければならない。
2. 前項の申し立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
3. 裁判所は、中止の理由が消滅したときは、第1項の決定を取り消すことができる。

第41条（特許法の準用）

1. 特許法第125条（**無効確定効果**）、第132条から第133条の2まで（**共同審判、方式違反、不適法手続き**）、第135条から第157条まで（**審判手続き、ただし答弁機会はない**）、第167条（審決の効力）、第169条第1項、第2項、第5項及び第6項（**審判費用**）並びに第170条（**費用額決定の執行力**）の規定は、審判に準用する。

第6章 再審及び訴訟

第42条（再審）

1. 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。
2. 民事訴訟法第338条第1項及び第2項並びに第339条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第43条（同）

1. 審判の請求人及び被請求人が共謀して第3者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第3者は、確定審決に対し再審を請求することができる。
2. 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

第44条（再審により回復した実用新案権の効力の制限）

1. 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内で製造し、若しくは取得した当該実用新案に係る物品には、及ばない。
2. 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一. 当該考案の善意の実施
 - 二. 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又はその譲渡等の申出をした行為

第45条（特許法の準用）

1. 特許法第173条（再審の請求期間）、第174条第2項及び第4項（審判の規定等の準用）第176条（再審の登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第174条第3項中「第131条、第131条の2本文」とあるのは「実用新案法第38条第1項、及び第38条の2第1項本文」と、「第168条」とあるのは「同法第40条及び第40条の2」と読み替えるものとする。
2. 特許法第4条の規定（期間の延長等）は、前項において準用する同法第173条第1項に規定する期間に準用する。

第46条 削除

第47条 (審判等に対する訴え)

1. 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。
2. 特許法第178条第2項から第6項まで(出訴期間等)及び第179条から第182条の2まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消における特許庁長官の意見)第181条第1項(審決又は決定の取消し)並びに第182条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第48条 (対価の額についての訴え)

1. 第21条第2項(不実施)、第22条第3項若しくは第4項(自己の実施)又は第23条第2項(公共の利益)の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。
2. 特許法第183条第2項(出訴期間)及び第184条(被告適格)の規定は、前項の訴えに準用する。

第48条の2 (不服申立てと訴訟との関係)

1. 特許法第184条の2(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第55条第5項に規定する処分を除く)の取消の訴えに準用する。

第7章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

第48条の3(国際出願による実用新案登録出願)

1. 1970年6月19日ワットで作成されて特許協力条約(本章では「条約」と云う)第11条(1)若しくは(2)(b)又は第14条(2)の規定の基づく国際出願日が認められた国際出願であって、条約第4条(1)()の指定国に日本国を含むもの(実用新案登録出願に係るものに限る)は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。
2. 特許法第184条の3第2項(国際出願による特許出願)の規定は、前項規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願(以下「国際実用新案登録出願」と云う)に準用する。 <パリ条約不適用>

第48条の4(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

1. 外国語でされた国際実用新案登録(以下「外国語実用新案登録出願」という)の出願人は条約2条()の優先日(以下「優先日」という)から1年8月(優先日から1年7月以内に条約第33条に規定する国際予備審査請求をし、かつ、条約第31条(4)(a)の規定に基づき日本国を選挙国とした国際実用新案登録出願にあっては、2年6月。以下「国内書面提出期限」と云う。)以内に、前条第1項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という)における条約第3条(2)に規定する明細書、請求範囲、図面(図中の説明文に限る。)及び要約の日本語翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期限の満了前2月から満了までの間に次条第1項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該書面を提出したものを除く。)にあっては、当該書面の提出から2月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。
2. 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第19条(1)に規定に基づく補正(国際調査報告書受領後の補正)をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代え当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。
3. 国内書面提出期間(第1項ただし書の外国語実用新案登録出願にあっては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。)内に第1項に規定する明細書の翻訳文及び前2項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかったときは、その国際実用新案登録出願は取り下げられたもの

とみなす。

4. 第 1 項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第 19 条(1)に規定に基づく補正(国際調査報告書受領後の補正)をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期限内に出願人が条約第 23 条(2)又は第 40 条(2)の規定による請求(以下「国内処理請求」という。)をするとき、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語翻訳文を更に提出することができる。
5. 特許法第 184 条の 7 第 3 項本文の規定(日本語特許出願に係る条約第 19 条(国際事務局に提出する請求の範囲の補正))は、第 2 項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかった場合に準用する。

第 48 条の 5 (書面の提出及び補正命令等)

1. 国際実用新案登録出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 考案者の氏名及び住所又は居所
 - 三. 国際出願番号その他の経済産業省令で定める事項
2. 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続きの補正をすべきことを命ずることができる。
 - 一. 前項の規定により提出すべき書類を、国内書面提出期間内に提出しないとき
 - 二. 前項の規定による手続きが第 2 条の 5 第 2 項において準用する特許法第 7 条第 1 項から第 3 項(未成年者等の手続き能力)まで又は第 9 条(代理権の範囲)の規定に違反しているとき。
 - 三. 前項の規定による手続きが経済産業省令で定める方式に違反しているとき。
 - 四. 前条第 1 項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期限内に提出しないとき。
 - 五. 第 33 条第 1 項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しないとき。
 - 六. 第 54 条第 2 項の規定により納付すべき<期間延長等の>手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

第 48 条の 6 (国際出願に係る願書、明細書の効力等)

1. 国際実用新案登録出願に係る国際出願日における願書は、第 5 条第 1 項(実用新案登録出願)の規定により提出された願書とみなす。
2. 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文は第 5 項条第 2 項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項に規定する願書に添付した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面(図中の説明を除く)及び図中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。
3. 第 48 条の 4 第 2 項又は第 4 項の規定により条約第 19 条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第 5 条第 2 項の規定により願書に添付して提

出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

第48条の7(図面の提出)

1. 国際実用新案登録の出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものがあるときは、国内処理基準時の属する日(2年6月)までに、図面を特許庁長官に提出しなければならない。
2. 特許庁長官は、国内処理基準時の属する日までに前項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録の出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、図面の提出をすべきことを命ずることができる。
3. 特許庁長官は、前項の規定により図面の提出をすべきことを命じた者が前項の規定により指定した期間内にその提出をしないときは、当該国際実用新案登録出願を却下することができる。

第48条の8(補正の特例)

1. 第48条の15第1項において準用する特許法第184条の7第2項及び第184条の8第2項の規定により第2条の2第1項の規定によるものとみなされた補正については、同項ただし書の規定は、適用しない。
2. 国際実用新案登録出願についてする条約第28条(2)又は条約第41条(1)の規定に基づく補正については、第2条の2第1項ただし書の規定は、適用しない。
3. 外国語実用新案登録出願に係る明細書、**実用新案登録請求の範囲**又は図面について補正ができる範囲については、第2条の2第2項中「願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲**又は図面」とあるのは、「第48条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。
4. 特許法第184条の12第1項の規定は、実用新案登録出願についてする第2条の2第1項本文又は条約第28条(1)若しくは条約第41条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第184条の12第1項中「第195条第2項」とあるのは「実用新案法第32条第1項の規定により納付すべき登録料及び同法第54条第2項」と、「納付した後であって国内処理基準日時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

第48条の9(実用新案登録要件の特例)

1. 3条の2に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第184条の3第2項の国際特許出願である場合における第3条の2の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であって」とあるのは「他の実用新案登録出願(第48条の4第3項又は特許法第184条の4第3項の規定により取り下げられたものとみなされた第48条の4第1項の外国語実用新案登録出願又は同法第184条の4第1項の外国語特許出願を除く)であって」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は特許協力条約第21条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面」とあるのは、「第48条第1項又は同法第184条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第48条の10(実用新案登録出願に基づく優先権主張の特例)

1. 国際実用新案登録出願については、第8条第4項(**出願と同時に優先権の書面提出**)及び第9条第2項の規定(**優先権主張の取下げの制限**)は、適用しない。
2. 日本語実用新案登録出願についての第8条第3項の規定の適用(**優先権主張**)については、同項中「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは、「実用新案掲載公報の発行又は()特許協力条

約第 21 条の国際公開が」とする。 「1970 年 6 月 19 日ワットで作成された」以下この文省略

3. 外国語実用新案登録出願についての第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲**又は図面」とあるのは「第 48 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は()特許協力条約第 21 条に規定する国際公開が」とする。
4. 第 8 条第 1 項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第 184 条の 3 第 2 項の国際特許出願である場合における第 8 条第 1 項から第 3 項まで(**優先権主張**)及び第 9 条第 1 項(**先の出願の取下げ**)の規定の適用については、第 8 条第 1 項及び第 2 項中「願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面」とあるのは「第 48 条の 4 第 1 項又は特許法 184 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第 3 項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、**実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲**又は図面」とあるのは「第 48 条第 1 項又は特許法第 184 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「()特許協力条約第 20 条に規定する国際公開」と、第 9 条第 1 項中「その出願から 1 年 3 月を経過した時」とあるのは「第 48 条第 4 第 4 項若しくは特許法第 184 条の 4 第 4 項の国際処理基準時又は第 48 条の 4 第 1 項若しくは同法第 184 条の 4 第 1 項の国際出願日から 1 年 3 月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

第 48 条の 1 1 (出願の変更の特例)

1. 特許法第 148 条の 3 第 1 項又は第 148 条の 20 第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第 184 条の 6 第 2 項の日本語特許出願にあつては同法第 184 条の 5 第 1 項、同法第 184 条の 4 第 1 項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続(**出願に関する書面提出**)をし、かつ、同法第 195 条第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法 184 条の 20 第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定後)でなければすることができない。

第 48 条の 1 2 (登録料の納付期限の特例)

1. 国際実用新案登録出願の第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料の納付については、第 32 条第 1 項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは、「第 48 条の 4 第 1 項に規定する国内書面提出期間内 (同条第 4 項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

第 48 条の 1 3 (実用新案技術評価の請求の時期の制限)

1. 国際実用新案登録出願の実用新案技術評価の請求については、第 12 条中「何人も」とあるのは、「第 48 条の 4 第 4 項に規定する国内処理基準時経過した後、何人も」とする。

第 48 条の 1 4 (無効理由の特例)

1. 外国語実用新案登録出願に係る**実用新案登録無効審判**については、第 37 条第 1 項第 1 号中「その実用新案登録が第 2 条第 2 項に規定する要件を満たしてない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第 48 条の 4 第 1 項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。

第 48 条の 1 5 (特許法の準用)

1. 特許法第 184 条の 7 (日本語特許出願の係る条約 19 条の基づく補正) 及び特許法第 184 条

の8第1項から第3項まで(条約34条の基づく補正)の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。この場合において、同法第184条の7第2項及び第184条の8第2項中「第17条の2第1項」とあるのは、「実用新案法第2条の2第1項と読み替えるものとする。

2. 特許法第184条の11(在外者の特許管理人の特例<国内処理基準時までには特許管理人不要>)の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。
3. 特許法第184条の9第6項(国際証明)及び第184条の14(新規性喪失の例外)の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

第48条の16(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

1. 条約第2条()の国際出願の出願人は、条約第4条(1)()の指定国に日本国を含む国際出願(実用新案登録出願に係るものに限る)につき条約第2条()の受理官庁により条約第25条(1)(a)に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第2条()の国際事務局より条約第25条(1)(a)に規定する認定がされたときは、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。
2. 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明に限る)要約その他の経済産業省令で定める国際出願に関する書面の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。
3. 特許庁長官は第1項の申出があったときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。
4. 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約又は特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定したときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかったものとしたものとした場合において国際出願日となったものと認められる日にされた実用新案登録出願とみなす。
5. 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第2条の2第1項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは「第48条の16第4項に規定する決定の日」とする。
6. 第48条の6第1項及び第2項、第48条の7、第48条の8第3項、第184条の9、第48条の10第1項、第3項及び第4項、第48条の12から第48条の14まで並びに特許法第184条の3第2項、第184条の9第6項、第184条の12第1項及び第184条の14の規定は、第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは政令で定める。

第8章 雑則

第49条(実用新案原簿への登録)

1. 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。
 - 一. 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 二. 専用実施権又は通常実施権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 三. 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
2. 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む、以下同じ)をもって調製することができる。
3. この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

第50条(実用新案登録証の交付)

1. 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があったときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。
2. 実用新案登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

第50条の2（2以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則）

1. 2以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第12条第3項、第14条の2第2項、第26条において準用する特許法第97条第1項若しくは特許法第98条第1項第1号、第34条第1項第3号、**第37条第3項**、第41条で準用する同法第125条、第41条において、若しくは第45条第1項で準用する**同法第174条第2項**において、それぞれ準用する同法第132条第1項、第44条、第45条第1項で準用する同法第176条、第49条第1項第1号又は第53条第2項において準用する同法第193条第2項第4号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録され、又は実用新案権あるものとみなす。

第51条（実用新案登録表示）

1. 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録実用新案に係る旨の表示（以下「実用新案登録表示」という）を附すように努めなければならない。

第52条（虚偽表示の禁止）

1. 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一. 登録実用新案に係る物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
 - 二. 登録実用新案に係る物品以外の物品であって、その物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為
 - 三. 登録実用新案に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録実用新案に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第53条（実用新案公報）

1. 特許庁は、実用新案公報を発行する。
2. 特許法第193条第2項（第4号から第6号まで＜**権利の消滅、異議申立等、確定決定等**＞及び第8号＜**裁定**＞及び第9号＜**確定判決**＞に限る）の規定は実用新案公報に準用する。**注、第7号は訂正明細書**

第54条（手数料）

1. 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 - 一. 第2条の5第1項において準用する特許法第5条第1項、第32条第3項若しくは第45条第2項において準用する同法第4条の規定による期間の延長又は第2条の5第1項において準用する同法第5条第2項の規定による期日の変更を請求する者
 - 二. 第11条第2項において準用する特許法第34条第4項の規定により承継の届出をする者
 - 三. 実用新案登録証の再交付を申請する者
 - 四. 次条第1項において準用する特許法第186条第1項の規定により証明を申請する者
 - 五. 次条第1項において準用する特許法第186条第1項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を申請する者
 - 六. 次条第1項において準用する特許法第186条第1項の規定により書類の閲覧又は謄写を申請する者
 - 七. 次条第1項において準用する特許法第186条第1項の規定により実用新案原簿のうち磁

気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を申請する者

2. 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める手数料を納付しなければならない。

	納付しなければならない者	金額
1	実用新案登録出願をする者	1件につき1万4千円
2	第48条の5第1項の規定により手続きすべき者	1件につき1万4千円
3	第48条の16第1項の規定により申請する者	1件につき1万4千円
4	実用新案技術評価の請求をする者	1件につき4万2千円に請求項につき千円を加えた額
5	明細書又は図面の訂正をする者	1件につき千4百円
6	判定を請求する者	1件につき4万円
7	裁定を請求する者	1件につき5万5千円
8	裁定の取消しを請求する者	1件につき2万7千5百円
9	審判又は再審を請求する者	1件につき4万9千5百円
10	審判又は再審への参加を申請する者	1件につき5万5千円に請求項につき千円を加えた額

3. 前2項の規定は、これらの規定により納すべき者が国であるときは、適用しない。
4. 実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めのあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利について第1項又は第2項の既定により納付すべき手数料（実用新案技術評価の請求以外の政令で定めるものに限る）は、これら規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
5. 用新案権者又は実用新案登録を受ける権利を有する者が国又は第10項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めのあるときは、これらの者が自己の実用新案権者又は実用新案登録を受ける権利について第2項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
6. 前項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
7. 第1項及び第2項の手数料は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令でさだめる場合には、経済産業省令でさだめるところにより、現金をもって納めることができる。
8. 過誤能の手数料は、納付した者の請求により返納する。
9. 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない。
10. 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願の考案に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第2項に規定する納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付するべき資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

第55条（特許法の準用）

1. 特許法第186条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。
2. 特許法第189条から第192条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。
3. 特許法第194条の規定（書類の提出等）は、手続きに準用する。この場合において、同条第2項中「審査」とあるのは、「実用新案法第12条第1項に規定する実用新案技術評価」と読み替えるものとする。
4. 特許法第195条の3の規定（行政手続法の適用除外）は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。
5. 特許法第195条の4（行政不服審査法による不服申立の制限）の規定は、この法律の規定による審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないとされている処分に準用する。

第9章 罰則

第56条（侵害の罪）

1. 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、**5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

第57条（詐欺の行為の罪）

1. 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第58条（虚偽表示の罪）

1. 第52条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第59条（偽証の罪）

1. この法律により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。
2. 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第61条（両罰規定）

1. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一．**56条第1項又は前条第1項** **3億円以下の罰金刑**

二．第56条 1億円以下の罰金刑

（ア）第57条又は第58条 3千万円以下の罰金刑

第62条（過料）

1. 第26条で準用する特許法第71条第3項において、第41条において、又は第45条第1項において準用する**同法第174条第2項**において、それぞれ準用する特許法第151条において準用する民事訴訟法第207条第1項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対して虚偽の陳述をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第63条（同前）

1. この規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼び出しを受けた者が、正当な理由のないのに出席せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、10万円以下の過料に処する。

第64条（同前）

1. 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物品の提出又は提示を命じられた者が正当な理由のないのにその命令に従わなかったときは、10万円以下の過料に処する。